

議第二百一十一号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表二十の表三の項中「農業災害補償法施行規則第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（昭和三十年農林省告示第七七十八号）一の」を「農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七十七条第一項の規定により診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

農業災害補償法施行規則の全部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。